

三宅町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成26年6月1日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下、自治センターという。）が実施するコミュニティ助成事業（以下、助成事業という。）の趣旨に基づいて町民の自主的なコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図る財源として、予算の範囲内で補助金を交付するため、自治センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下、実施要綱という。）及びコミュニティ助成事業留意事項（以下、留意事項という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱に定める事業で、自治センターが助成事業として決定したものとする。

2 三宅町における他の補助金等が財源となっている事業については、対象事業から除外するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、町内の団体で、実施要綱に定める事業実施主体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、助成事業として自治センターが決定した交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、三宅町コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下、申請書という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) 事業内容に関する資料
- (3) 会則、規則等
- (4) 見積書の写し及び商品説明資料
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、三宅町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付の決定を行う。

(変更申請)

第7条 交付決定を受けた者は、補助金交付決定後、事業等に変更が生じたときは、三宅

町コミュニティ助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に交付要綱に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項による申請について、自治センターが承認した事業等の変更（中止・廃止）で、かつ、第6条において通知した助成決定額の範囲内でのみ承認するものとする。
（報告）

第8条 交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して20日を超えない日または、当該補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までに、三宅町コミュニティ助成事業完了報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等補助対象事業に要した経費を証する書類
- (2) 補助対象事業施工後の写真
- (3) 施設又は物品の管理運営規程
- (4) 第11条の規定により概算払を受けた場合においては、概算払通知書（様式第6号）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の請求）

第9条 交付の決定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、三宅町コミュニティ助成事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
（概算払の請求）

第10条 概算払を受けようとする者は、三宅町コミュニティ助成事業補助金請求書（様式第5号）を次の各号の必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等補助対象事業に要する経費を証する書類
- (2) 実施主体の資産状況及び事業実施において概算払を必要とする金額を証する書類
- (3) その他町長が必要とする書類

2 町長は、前項の規定による概算払の請求があった場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

3 概算払の額については、原則として、補助対象経費の10分の3を上限とする。
（概算払通知書）

第11条 町長は、前条の規定により概算払をするときは、あらかじめ概算払通知書（様式第6号）により、交付の決定を受けた者に通知するものとする。
（検査）

第12条 町長は、補助金の交付の適正を期するため、補助事業の検査を行うことができる。
（交付決定の取り消し）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段で補助金の交付を受けたと認められるとき
- (2) この要綱に基づく町長の指示に違反したとき
- (3) 特定の政治活動、宗教活動を行う団体と認められたとき
- (4) 営利活動を行う団体と認められたとき
- (5) 公の秩序や善良な風俗を乱す活動を行う団体と認められたとき
- (6) 前各号に掲げる者のほか補助金を交付することが適切でないと認められる事実があったとき

(補助金の精算)

第14条 町長は、第8条の規定による実績報告書において、既に概算払をしている補助金額に満たない事業実績であった場合においては、交付の決定を受けた者に対しその差額について期限を定めてその返還を命じ精算するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱は、平成26年度コミュニティ助成事業においても適用し、すでに自治総合センターより交付決定を行っている事業については、第5条に規定する交付申請を行い、第6条に規定するコミュニティ助成事業補助金交付決定通知書を交付されているものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。